

－医療給付費分の所得割の税率および平等割額を引き下げます－

国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険（国保）は、加入者が納める国保税と国・県・市の公費を財源にして、病気やけがをしたときの医療費や、出産育児一時金、葬祭費など必要な保険給付を行う制度です。

運営状況を踏まえ、令和6年度の課税分から国保税率を改正しました。

国保税は制度の運営を支える貴重な財源です。安定的な運営のために、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ先 税率改正に関すること…市民課☎(76)0972
税額の試算に関すること…税務課☎(76)0964

令和6年度からの新しい税率

| | 医療給付費分（※） | | 後期高齢者支援金分（※） | 介護納付金分（※） |
|-----------------------|-----------|-----------------------|--------------|-----------|
| | 改正前 | 改正後 | | |
| 所得割額 (前年の所得を基に計算) | 8.2% | 7.6% (- 0.6%) | 2.7% | 2.3% |
| 均等割額 (1人当たりにかかる額) | 27,600円 | 27,600円 | 9,800円 | 11,600円 |
| 平等割額 (1世帯当たりにかかる額) | 36,000円 | 30,000円 (- 6,000円) | 8,500円 | 6,000円 |

※用語解説

- ・医療給付費分…病気やけがをしたときの医療費などに充てられる費用
- ・後期高齢者支援金分…後期高齢者医療制度を運営するための支援金
- ・介護納付金分…介護保険制度を運営するための納付金（国保加入者のうち40歳以上65歳未満の人に課税されます）

納税通知書発送と税額試算

納税通知書の発送は、7月中旬を予定しています。

また、令和6年度の国保税をあらかじめ確認したい場合は、試算ができます。試算を希望する人は窓口へお越しください。

試算相談窓口 税務課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課

持参する物 運転免許証・保険証などの身分証明書、令和5年分の源泉徴収票、申告書の控えなど

みどり市国民健康保険第3期データヘルス計画を策定

国保加入者の医療費の状況や健診情報などのデータ分析により、健康課題を捉え、課題に応じた効果的な保健事業を実施し、国保加入者の健康の保持増進を図ることを目的としてみどり市国民健康保険第3期データヘルス計画を策定しました。

これまで別に策定していた「特定健康診査等実施計画」を「データヘルス計画」に入れ込み、一体的に策定しました。

計画期間 令和6年度から令和11年度まで

閲覧場所 市民課（笠懸庁舎）、大間々市民生活課、東市民生活課

※右の2次元コードからもご覧になれます。

問い合わせ先 市民課☎(76)0972

